

令和 8 年

綾瀬市議会 9 月定例会議案

綾 瀬 市

目 次

番 号	題 名	ページ
-----	-----	-----

議 案

5 8	令和 7 年度綾瀬市一般会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
5 9	令和 7 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 0	令和 7 年度綾瀬市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 1	令和 7 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	別 冊
6 2	令和 7 年度綾瀬市公共下水道事業会計決算の認定について	別 冊
6 3	工事請負契約の締結について（令和 8 年度（仮称）吉岡コミュニティ供用施設建設工事（建築））	4
6 4	工事請負契約の変更について（令和 7 年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築））	5
6 5	令和 8 年度綾瀬市一般会計補正予算（第 2 号）	別 冊
6 6	令和 8 年度綾瀬市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
6 7	令和 8 年度綾瀬市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊
6 8	令和 8 年度綾瀬市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別 冊

報 告

5	令和 7 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について	6
6	令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について	1 0
7	専決処分の報告について（綾瀬市景観条例の一部を改正する条例）	1 5
8	専決処分の報告について（綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）	1 7

工事請負契約の締結について

令和 8 年度（仮称）吉岡コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を次のとおり締結します。

- 1 請 負 契 約 者 タイヨー・藤井特別共同企業体
代表構成員
神奈川県綾瀬市上土棚中 4 丁目 2 番 6 8 号
タイヨー産業株式会社
代表取締役 鈴木 洋一
- 2 請負契約金額 5 3 3, 5 0 0, 0 0 0 円
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 履 行 場 所 綾瀬市吉岡 2 3 1 6 番地地内
令和 8 年 9 月 1 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

令和 8 年度（仮称）吉岡コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を締結したいので、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の変更について

令和 7 年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を次のとおり変更します。

- 1 請 負 契 約 者 神奈川県横須賀市森崎 1 丁目 1 9 番 3 号
株式会社永和工業
代表取締役 永井 信行
- 2 変更前請負契約金額 3 7 2, 4 1 6, 0 0 0 円
変更後請負契約金額 3 8 3, 8 9 5, 6 0 0 円
- 3 変 更 理 由 公共工事設計労務単価等の改定に伴い、契約金額に変更が生じたため

令和 8 年 9 月 1 日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

（提案理由）

令和 7 年 9 月 1 日に議会の議決を経た令和 7 年度（仮称）早川コミュニティ供用施設建設工事（建築）の請負契約を変更いたしたく、綾瀬市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものであります。

令和 7 年度綾瀬市一般会計継続費精算報告書について
 地方自治法施行令第 1 4 5 条第 2 項の規定により、令和 7 年度綾瀬市一般会計継続費
 令和 7 年度綾瀬市一般

款	項	事業名	年度
2 総務費	1 総務管理費	庁舎屋上防水外壁等改修工事	令和 6 年度
			令和 7 年度
			計
		庁舎内装改修工事	令和 6 年度
			令和 7 年度
			計
		庁舎照明改修工事	令和 6 年度
			令和 7 年度
			計
		庁舎昇降機改修工事	令和 6 年度
			令和 7 年度
			計
		庁舎自家発電設備直流電源盤更新工事	令和 6 年度
			令和 7 年度
			計
		市庁舎植栽整備工事	令和 6 年度
			令和 7 年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
116,159,000	72,348,022			43,810,978
529,206,600	320,122,298	11,300,000		197,784,302
645,365,600	392,470,320	11,300,000		241,595,280
46,999,800	31,416,139			15,583,661
229,481,900	146,540,427			82,941,473
276,481,700	177,956,566			98,525,134
53,396,000	31,114,419			22,281,581
245,445,400	140,631,855			104,813,545
298,841,400	171,746,274			127,095,126
7,200,000	4,484,420			2,715,580
32,400,000	19,842,420			12,557,580
39,600,000	24,326,840			15,273,160
13,420,000				13,420,000
13,420,000				13,420,000
15,170,000	7,829,000			7,341,000
22,769,000	5,084,000			17,685,000
37,939,000	12,913,000			25,026,000

精算報告書を次のとおり調製したので報告します。

会計継続費精算報告書

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
133,581,000	60,204,000	55,000,000		18,377,000
608,079,000	270,915,000	252,800,000		84,364,000
741,660,000	331,119,000	307,800,000		102,741,000
62,160,000	31,750,000	22,800,000		7,610,000
286,680,000	142,877,000	107,800,000		36,003,000
348,840,000	174,627,000	130,600,000		43,613,000
60,400,000	28,210,000	28,900,000		3,290,000
271,800,000	126,948,000	130,300,000		14,552,000
332,200,000	155,158,000	159,200,000		17,842,000
8,712,000	3,926,000	3,500,000		1,286,000
39,208,000	17,670,000	16,100,000		5,438,000
47,920,000	21,596,000	19,600,000		6,724,000
5,830,000				5,830,000
8,745,000				8,745,000
14,575,000				14,575,000
15,998,000	7,999,000			7,999,000
23,996,000	11,998,000			11,998,000
39,994,000	19,997,000			19,997,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
17,422,000	△ 12,144,022	55,000,000		△ 25,433,978
78,872,400	△ 49,207,298	241,500,000		△ 113,420,302
96,294,400	△ 61,351,320	296,500,000		△ 138,854,280
15,160,200	333,861	22,800,000		△ 7,973,661
57,198,100	△ 3,663,427	107,800,000		△ 46,938,473
72,358,300	△ 3,329,566	130,600,000		△ 54,912,134
7,004,000	△ 2,904,419	28,900,000		△ 18,991,581
26,354,600	△ 13,683,855	130,300,000		△ 90,261,545
33,358,600	△ 16,588,274	159,200,000		△ 109,253,126
1,512,000	△ 558,420	3,500,000		△ 1,429,580
6,808,000	△ 2,172,420	16,100,000		△ 7,119,580
8,320,000	△ 2,730,840	19,600,000		△ 8,549,160
5,830,000				5,830,000
△ 4,675,000				△ 4,675,000
1,155,000				1,155,000
828,000	170,000			658,000
1,227,000	6,914,000			△ 5,687,000
2,055,000	7,084,000			△ 5,029,000

款	項	事業名	年度
3 民生費	1 社会福祉費	もみの木園建設工事	令和6年度
			令和7年度
			計
8 土木費	4 都市計画費	光綾公園再整備工事（南側エリア）	令和6年度
			令和7年度
			計
10 教育費	2 小学校費	綾西小学校空調設備機能復旧工事	令和6年度
			令和7年度
			計
	4 社会教育費	早園地区センター解体工事	令和6年度
			令和7年度
			計
		（仮称）蓼川コミュニティ供用施設建設工事	令和6年度
			令和7年度
			計

実績				
支出済額	左の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円
246,706,710	11,151,000	188,400,000		47,155,710
458,870,965	38,981,800			419,889,165
705,577,675	50,132,800	188,400,000		467,044,875
52,499,400	32,144,000	14,400,000		5,955,400
203,121,900	132,559,000	23,600,000	40,000,000	6,962,900
255,621,300	164,703,000	38,000,000	40,000,000	12,918,300
29,310,000	24,697,000			4,613,000
150,973,400	105,403,000	40,100,000		5,470,400
180,283,400	130,100,000	40,100,000		10,083,400
28,368,000	5,380,000	20,600,000		2,388,000
44,592,800	2,912,000	37,500,000		4,180,800
72,960,800	8,292,000	58,100,000		6,568,800
158,390,040	10,825,000	132,800,000		14,765,040
318,708,560	12,470,000	269,500,000		36,738,560
477,098,600	23,295,000	402,300,000		51,503,600

全 体 計 画				
年 割 額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
292,904,000	9,936,000	226,300,000		56,668,000
441,196,000	44,712,000	317,000,000		79,484,000
734,100,000	54,648,000	543,300,000		136,152,000
52,512,000	32,144,000	14,400,000		5,968,000
221,276,000	144,654,000	65,000,000		11,622,000
273,788,000	176,798,000	79,400,000		17,590,000
38,320,000	23,743,000	12,000,000		2,577,000
158,060,000	110,181,000	41,300,000		6,579,000
196,380,000	133,924,000	53,300,000		9,156,000
30,962,000	5,689,000	22,600,000		2,673,000
47,188,000	8,671,000	34,600,000		3,917,000
78,150,000	14,360,000	57,200,000		6,590,000
207,260,000	9,883,000	177,500,000		19,877,000
312,110,000	19,660,000	263,200,000		29,250,000
519,370,000	29,543,000	440,700,000		49,127,000

比 較				
年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
46,197,290	△ 1,215,000	37,900,000		9,512,290
△ 17,674,965	5,730,200	317,000,000		△ 340,405,165
28,522,325	4,515,200	354,900,000		△ 330,892,875
12,600				12,600
18,154,100	12,095,000	41,400,000	△ 40,000,000	4,659,100
18,166,700	12,095,000	41,400,000	△ 40,000,000	4,671,700
9,010,000	△ 954,000	12,000,000		△ 2,036,000
7,086,600	4,778,000	1,200,000		1,108,600
16,096,600	3,824,000	13,200,000		△ 927,400
2,594,000	309,000	2,000,000		285,000
2,595,200	5,759,000	△ 2,900,000		△ 263,800
5,189,200	6,068,000	△ 900,000		21,200
48,869,960	△ 942,000	44,700,000		5,111,960
△ 6,598,560	7,190,000	△ 6,300,000		△ 7,488,560
42,271,400	6,248,000	38,400,000		△ 2,376,600

令和8年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに公営企業の資金不足比率を別紙のとおり報告します。

令和8年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

1 健全化判断比率

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.55)	— (17.55)	0.7 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」と表示
- 2 将来負担額より充当可能財源等が多い場合は、「—」と表示
- 3 括弧内は、綾瀬市における早期健全化基準

2 公営企業の資金不足比率

(単位：％)

公営企業会計の名称	資金不足比率
公共下水道事業会計	— (20.0)

備考

- 1 資金不足比率が算定されない場合は、「—」と表示
- 2 括弧内は、綾瀬市における経営健全化基準

令和8年8月20日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦 殿

綾瀬市監査委員 見 上 正 信

綾瀬市監査委員 武 藤 俊 宏

令和7年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等の
審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を綾瀬市監査委員監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年度決算に基づく健全化判断比率、公営企業の資金不足比率等に係る審査意見書

1 審査の対象

健全化判断比率

公営企業の資金不足比率

2 審査期間

令和8年7月17日から同年8月10日まで

3 審査の着眼点及び実施内容

審査に付された健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令に基づいて適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の算定並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められる。

ア 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	令和7年度	早期健全化基準
実質赤字比率	— (▲ 5.84) 赤字となっていない	12.55
連結実質赤字比率	— (▲ 8.57) 赤字となっていない	17.55
実質公債費比率	0.7	25.0
将来負担比率	— (▲23.0)	350.0

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率は、数値がマイナスの場合は「—」と表記（マイナスの程度を（▲）で表示）

イ 公営企業の資金不足比率

(単位：％)

区 分	令和 7 年度	経営健全化基準
公共下水道事業会計	— (▲8.5) 資金不足となっていない	20.0

※資金不足額がない場合は「—」と表示 (▲は黒字の程度)

(2) 個別意見

本市の財政健全化及び公営企業の経営健全化については、いずれの指標においても引き続き健全な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

専 決 処 分 書

綾瀬市景観条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市景観条例の一部を改正する条例

綾瀬市景観条例（平成２４年綾瀬市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「第１６条第７項第１号から第１０号」を「第１６条第８項第１号から第１１号」に、「同項第１１号」を「同項第１２号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２３号）の施行の日から施行する。

令和８年８月４日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

景観法の改正に伴い、綾瀬市景観条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第１８０条第１項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和8年9月1日提出

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

専 決 処 分 書

綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例（令和元年綾瀬市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

令和8年8月19日

綾瀬市長 橘 川 佳 彦

理 由

地方自治法の改正に伴い、綾瀬市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、条項を引用する規定の整理を図るため、地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分する。